

岡崎市法定外公共物管理条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>（許可の申請、基準等）</p> <p>第5条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、<u>市長に申請し</u> _____ なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（許可の申請、基準等）</p> <p>第5条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、<u>申請書を市長に提出し</u>なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p>
<p>（許可の期間、更新等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>前項の許可の期間は、これを更新することができる。</u></p>	<p>（許可の期間、更新等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>第4条の占用等の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、許可の期間が満了する場合において、引き続いて占用等をしようとするときは、許可の期間の満了の日前30日までに、当該許可の更新に係る市長の許可を受けなければならない。</u></p>
<p>（占用料等の納付）</p> <p>第7条 _____ 占用等の許可（第4条第3号の占用等の許可を除く。）を受けた者は _____、法定外公共物の占用等につき徴収する占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）を納めなければならない。</p>	<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第7条 <u>占用者は、</u> 占用等の許可（第4条第3号の占用等の許可を除く。）を受けたときにおいて、法定外公共物の占用等につき徴収する占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）を納めなければならない。<u>ただし、市長が特に必要があると認める場合は、後納することができる。</u></p> <p>2 <u>法定外公共物の占用等の期間が翌年度以降にわたる場合において、</u> 占用料等の額が1万円を超えるも</p>

(占用料等の徴収方法)

第9条 占用料等の徴収方法については、岡崎市道路の占有に関する条例第5条の規定を準用する。

(占用料等の不還付)

第10条 既に徴収した占用料等は、還付しない。ただし、第20条第2項の規定に基づき、占有等の許可を取り消し、又はその条件を変更した場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料等の減免)

第11条 略

(1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するために占有等をする場合

(2)・(3) 略

(4) 農業用_____のために占有等をする場合

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業者法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空電線、架空引込線又は各戸引込地下埋設管を設置するため占有等をする場合

(6) 公職選挙法（昭和25年法律第1

のは、規則で定めるところにより徴収する。

(占用料等の徴収方法)

第9条 占用料等の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(占用料等の不還付)

第10条 既に徴収した占用料等は、還付しない。ただし、第18条第2項の規定に基づき、占有等の許可を取り消し、又はその条件を変更した場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料等の減免)

第11条 略

(1)・(2) 略

(3) 農業用又は水道用のために占有等をする場合

00号)による選挙運動のため使用する立札、看板その他の物件を設置するため占用等をする場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に減免する必要があると認める場合

(延滞金)

第12条 占用料等の督促をした場合に市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料等の額が3,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料等の納付の日までの日数に応じ、占用料等の額に、第2条第1号に該当する法定外公共物に係るものにあつては年10.75パーセント、同条第2号に該当する法定外公共物に係るものにあつては年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金は、占用料等に先立つものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上特に減免する必要があると認める場合

(報告義務等)

第13条 第4条の占用等の許可を受けた者(以下「占有者」という。)

は、占有等の許可に係る工作物その他の物件を常に良好な状態に維持管理し、法定外公共物に異常を認め
たときは、速やかに占有等を中止し、市長にその旨を届け出なければならない。

第14条～第17条

(法定外公共物の占有等に起因する法定外公共物の損傷)

第18条 占有者は、その占有等により法定外公共物が損傷したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 前項の損傷が法定外公共物の占有等に起因すると市長が認める場合は、占有者は、市長の指示に従い、法定外公共物の損傷復旧をしなければならない。

(原状回復義務等)

第19条 略

2 市長は、占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第20条・第21条 略

(報告義務等)

第12条 占有者

は、占有等の許可に係る工作物その他の物件を常に良好な状態に維持管理し、法定外公共物に異常を認め
たときは、速やかに占有等を中止し、市長にその旨を届け出なければならない。

第13条～第16条

(原状回復義務等)

第17条 略

第18条・第19条 略

(損失の補償)

第22条 市長は、第20条第2項第2号

又は前条の規定による処分により
損失を受けた者に対して、通常生ず
べき損失を補償しなければならない
い。

(規則への委任)

第23条 略

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当
する者は、5万円以下の過料に処す
る。

(1) 略

(2) 第20条第1項又は第2項の規
定による市長の命令に違反した
者

第25条 略

(損失の補償)

第20条 市長は、第18条第2項第2号

又は前条の規定による処分により
損失を受けた者に対して、通常生ず
べき損失を補償しなければならない
い。

(規則への委任)

第21条 略

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当
する者は、5万円以下の過料に処す
る。

(1) 略

(2) 第18条第1項又は第2項の規
定による市長の命令に違反した
者

第23条 略